

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第17回）審議概要

開催日及び場所	令和5年9月19日（火）10時00分～11時20分 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス） 福井大学管理棟3階中会議室（松岡キャンパス）※web会議形式	
出席委員 （敬称略）	○委員長 嵯岡 伸行（国立大学法人福井大学 監事） ○委員 山川 均（弁護士・弁理士・公認会計士） 佐野 慎治（国立大学法人福井大学 監事） 花島 信（国立大学法人福井大学 事務局長） 中川 和治（国立大学法人福井大学 監査室長）	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
個別審査案件	15件	・ 議 事 (1) 前回議事要旨の確認について (2) 令和4年度下半期の契約に係る審査 (3) その他
内訳	8件	
一般競争入札方式	0件	
指名競争入札方式	7件	
随意契約方式		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審議の過程で指摘した書類上の不備については、適切に対応をお願いすることとし、全体としては特に問題なく処理されている。	

令和4年度下半期の抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

【抽出案件】

- ① 教育学部附属義務教育学校後期課程理科室等什器【一般競争入札】
- ② 凍結マイクロトーム【一般競争入札】
- ③ 医学部臨床・臨地実習共同学修スペース（仮称）什器【一般競争入札】
- ④ 前眼部解析装置【一般競争入札】
- ⑤ 福井大学松岡キャンパス駐車場管理運営業務【一般競争入札】
- ⑥ 前眼部三次元画像解析・光学式眼軸長測定装置【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑦ 医療材料物流管理システム運営業務（医療材料の供給を含む）【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑧ 小型湿式紡糸装置【随意契約】
- ⑨ CNF（セルロースナノファイバー）のコモンマーモセットを用いた単回気管内投与毒性試験【随意契約】
- ⑩ 気管挿管教育用VRシステム開発業務【随意契約】
- ⑪ 酸素濃縮装置 1式の賃貸借【随意契約】
- ⑫ 路線バス運行の業務委託【随意契約】
- ⑬ 酸素濃縮装置セット 1式の賃貸借【随意契約】
- ⑭ 福井大学（松岡他）管理棟玄関等建具改修工事（再公告）【一般競争入札】
- ⑮ 福井大学（二の宮）附属義務教育学校後期課程校舎改修工事（設計変更）（第2回設計変更）【随意契約】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・審議に先立ち、前回委員会で発言のあった案件⑨の令和5年度福井大学一般選抜（前期・後期）試験問題冊子及び解答用紙印刷に係る業務の契約書の記載について報告をお願いしたい。 ・今後は、相手方の瑕疵により多額の損害が発生した場合を想定して、契約書の修正を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の指摘を受け、契約書の文言を修正すべく契約相手方と交渉を行ったが、当該業者と契約を行っている他大学においても、同様の契約書にて契約を締結していることに鑑み、契約締結までの時間も限られている事から、今年度はこれまで同様の内容で契約を締結したい。

① について

- ・同等品による入札とのことで、技術審査委員会に関する手続きについて説明いただきたい。
- ・一般競争入札執行伺の別紙内訳では、規格に「特型」や「改」の記載が見受けられるが、入札説明書の関連資料に具体的内容が分かる資料が添付されているのか。

② について

- ・契約書別紙について、内訳に「運搬・据付調整として 82,500 円」、欄外に「以上、搬入、据付、配線、調整等を含む。」と記載があるが、違いは何か。

③ について

- ・什器の入札にもかかわらず、応札業者が1社のみだが、他メーカーは応札できなかったのか。

④ について

- ・技術審査を立ち上げるタイミングはいつか。

⑤ について

- ・契約書第 19 条 3 において、「事案が発生、または発生の可能性が高いと判断したときは・・・」とあるが、発生の可能性が高い場合にも違約金が発生するのか。可能性だけで徴収するというのは大変厳しい感じもするが。

- ・同等品による入札がある場合には、技術審査委員会を設置し、応札者から提出された比較表の審査を行う事になるが、同等品での応札がなかったため、技術審査委員会は設置していない。

- ・カタログにより、素材、寸法等分かるようにしている。

- ・内訳の内容は、応札業者が定価証明を提出してきた事項に合わせて記載しており、搬入、据付調整費等についての記載が無い場合もあるため、欄外に明記しているものである。経理課としては、併記することに問題はないと判断している。

- ・声かけは行ったが、受注見込みが低いとのことで応札がなかった。

- ・応札があった時点で、開札までに技術審査と資格審査を実施している。

- ・契約書別紙 2 第 9 にもあるとおり、個人情報の管理の状況について、年 1 回以上の定期的検査等により確認するものとしており、定期的検査等で発生の可能性が高いと判断されれば、協議の上、違約金を徴収することとなる。

<ul style="list-style-type: none"> ・「警備業務及び電話交換業務」契約との棲み分けについて、電話対応業務と電話交換業務の違いは何か。 ・契約書の受注者欄に記載されている一般財団法人の違いについて説明いただきたい。 ・予定価格算出時の業務量積算方法について、業務処理の作業時間をどのように把握しているのか、具体的にご教示いただきたい。 ・予定価格算出時の受付・案内事務員積算金額について、緊急時対応の方が安価な理由は何か。 <p>⑥について 特になし</p> <p>⑦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低基準価格と予定価格に大きな開きがある理由は何か。 ・最低基準価格算出時に諸経費を計上していないが、不要なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応業務は、夜間における駐車場管理業務スタッフ不在時の緊急時対応であり、代表電話の電話交換業務とは異なるものである。 ・前契約業者に聞き取り調査を行ったところ、県内で当該業務を単独で行える業者は皆無または僅少とのことで、今回グループでの参加も可能としたものである。 ・前契約者への聞き取りにより作成した仕様書において示した業務内容、時間数に基づいて算出している。 ・1日あたりの対応件数も僅少であることから、厚生労働省労働基準局長通知により3分の1が妥当と見積もった。 ・最低基準価格を設けるのは請負契約に係る部分になるが、今回の契約においては、物品供給契約の部分が多くを占めるため。なお、当該契約は単価契約のため、通常であれば契約書に代金額を記載しないが、今回は請負業務、物品供給、設備費でひとつの契約となるため、代金額を記載している。今後、契約書に代金額を記載するかについて業者と検討中である。 ・最低基準価格算出時には不要である。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人福井大学発注工事請負等契約要項第13条(3)によると、役務その他の請負契約における最低基準価格算出時には、物件費も含める様に感じるが、人件費のみでの算出で問題ないのか。 ・契約書に仕様書及び技術仕様書の添付は不要か。 ・予定価格算出内訳書にある「コンサルティングMRPベンチマーク平均価格」とはどのようなものか。 <p>⑧について 特になし</p> <p>⑨について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書について、自己証明のみでなく客観的な第三者の証明書を添付できないか。 ・12月16日起案の随意契約施行伺に添付した証明書の日付が1月では、辻褄が合わないのではないか。 <p>⑩について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約施行伺において、業者選定理由をVRコンテンツの開発・制作を行えるメーカーは今回の契約相手方のみと説明しているが、根拠資料を徴取しているか。 <p>⑪について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において、賃借者、賃貸者という表現になっているが、正しくは賃借人、賃貸人ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・特別な仕様書でない限り添付しない。 ・別途契約しており、毎月データを送付している。 ・当該試験に使用する動物の状態が特殊であり、他社での試験が難しいものである。 ・今回誤って別契約の証明書を添付しており、実際には12月9日付で証明書を受領している。 ・今回、根拠資料を添付していないが、特約店証明書にて事実確認を行っている。 ・通常、このような標記になっているが、今後検討させていただく。
---	--

⑫について

- ・路線バスの運行業務を業務委託契約することが可能なのか。また、松岡→県立大学便を増便した理由は何か。

⑬について

特になし

⑭について

- ・今回の個別審査案件中、最低基準価格を設けているものは3件あるが、最低基準価格算出時に記載した根拠条文が統一されていない。本来、根拠条文はいくつあるのか。

- ・一般競争入札執行伺において入札期限とあるのは、入札書受領期限の誤りではないか。

- ・入札不調により再度公告入札となった場合、当初入札から変更可能な範囲についての取扱い等定めたものはあるか。また、今回は、主任技術者及び監理技術者の専任要件を緩和したことで、応札可能となったのか。

⑮について

特になし

- ・今回の契約では、新規に路線を増やしたのではなく、既存路線の増便を委託した。なお、既存路線において、大学病院止まりの便が無いため、路線図に合わせて松岡→県立大学便を増便したものである。

- ・工事契約における根拠条文は、国立大学法人福井大学発注工事請負等契約要項第13条第1号のみ。
工事契約以外の場合、国立大学法人福井大学会計規則第28条第1項ただし書き、国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第25条及び国立大学法人福井大学発注工事請負等契約要項第13条第3号と併記するのが正しいため、今後統一するよう注意する。

- ・記載方法について経理課と相談の上、今後検討させていただく。

- ・当初入札から変更可能な範囲について定めたものは特になく、不調になった原因に応じて見直しを行っている。なお、当該契約については、本来、専任の監理・主任技術者は不要であるため、円滑な入札執行を目的に、配置制限を緩和したものである。